

最低保障年金制度の創設を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

提 出 議 員

鈴 木 祐 治

賛 成 議 員

水 久 保 善 治

橋 本 憲 幸

佐 久 間 俊 男

勅使河原 正 之

柳 沼 隆 夫

佐 藤 幸 夫

橋 本 幸 一

会 田 遠 長

村 上 昌 弘

最低保障年金制度の創設を求める意見書

国民年金の保険料未納者、免除者及び未加入者は1,000万人を超える数となっており、この状態をこのまま放置すれば、現在でも60万人以上といわれる無年金者がますます増大する。

また、現在、年金受給者のうち約900万人は国民年金しか受給しておらず、受給額は、満額で月6万6千円、平均で4万6千円という低額で、高齢者は、医療・介護の負担も加わり、暮らしを維持していくことが困難になっている。

こうした状況の中で、指定都市市長会は「生活保護制度の抜本的改革に向けての提案（05年7月27日）」で、「高齢者層に対する生活保障制度として、無拠出制で受給要件を一定年齢の到達とする最低年金制度を創設する」ことを提案した。

また、国連の社会権規約委員会は、2001年8月、日本政府に対して「国民年金制度の中に最低年金を導入すること」を勧告している。

よって、政府においては、下記事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 無年金者・低年金者を無くすために全額国庫負担の最低保障年金制度を創設すること。
- 2 基礎年金の国庫負担をただちに2分の1にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年2月28日

郡山市議会